

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」

◎講演抄録

2012年10月2日付けで歯科技工指示書の記載事項と構造設備基準の追加に関する歯科技工士法施行規則の一部が省令改正され、2013年4月1日より施行されることとなりました。

そこで、歯科技工所の構造設備基準と歯科補てつ物等のトレーサビリティの確立について解説し、今後求められる歯科技工士のあり方と健全な歯科技工所の運営方法についてお話しいたします。

また、公益社団法人日本歯科技工士会の担う重要な役割や時局問題等にも触れながら、皆さんとともに意識を共有したいと思います。

以 上

◎時見高志講師略歴

昭和 55 年（1989 年）3 月	新大阪歯科技工士専門学校卒業
平成元年（1989 年）4 月	時見歯研設立
平成 5 年（1993 年）3 月	有限会社プラス ONE に法人化
平成 11 年（1999 年）4 月	（社）大阪府歯科技工士会理事（技対・自営担当）就任
平成 17 年（2005 年）4 月	（社）日本歯科技工士会常務理事（歯科技工所運営対策担当）就任
平成 18 年（2006 年）1 月	日技認定講師名簿登録
平成 20 年（2008 年）4 月	（社）大阪府歯科技工士会会長就任
平成 24 年（2012 年）6 月	（公社）日本歯科技工士会副会長（歯科技工管理担当）就任

現 在 に 至 る